

藤枝法人会報



この地にJクラブがあるということ。地域と共に、今クラブができること。
藤枝MYFC特集 (P9～12)

No. 115

発行所 公益社団法人 藤枝法人会 藤枝市藤枝4丁目7-16 (藤枝商工会議所 2F)
TEL (054) 643-8410 FAX (054) 645-1310
E-mail svc-merit@fujieda-houjinkai.or.jp
URL <http://www.fujieda-houjinkai.or.jp>



めざします 企業の繁栄と社会への貢献

会 員
募集中

目次

特 集	藤枝MYFC	9~12
-----	--------------	------

(公社) 藤枝法人会 令和3年度税制改正要望..... 13~24

税務署だより..... 25~28

財務事務所だより..... 29

写真で見る法人会活動・新入会員紹介..... 30～31

好評により期間延長！

【素敵な特典】 展望温泉ご入浴付
(入湯税別途50円)

3,000円(税別)



仕入状況により内容を変更する場合がございます。
◆お食事はテーブル席または特設会場にご用意いたします。



料亭 美咲 ホテルアンピア松風閣2階
ご予約 **054-628-3131** (9:00~20:00)

公益社団法人 藤枝法人会 第8回定時総会開催

とき：令和2年5月21日(木)
会場：ホテルアンビア松風閣

公益社団法人藤枝法人会 第8回定時総会を、5月21日(木)ホテルアンビア松風閣にて開催し、決議事項の第1号議案 令和元年度決算承認の件は異議なく承認可決されました。

今回は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、出席者の健康面、安全面を考慮し、ご来賓の参加の取り止め、記念講演会の中止など規模を縮小して行いました。

- 公益社団法人藤枝法人会
第八回定時総会次第
- 一、開会の辞
 - 二、会長あいさつ
 - 三、議長選出
 - 四、定足数の確認
 - 五、議事録署名人選出
 - 六、議事
 - (一) 決議事項
第1号議案 令和元年度決算承認の件
監査報告
 - (二) 報告事項
令和元年度事業報告
令和二年度事業計画及び収支予算
令和三年度税制改正要望について
 - 七、閉会の辞

(司会) 坪井総務厚生委員長



牧田会長挨拶



HPでの情報公開

当会ホームページ

<http://www.fujieda-houjinkai.or.jp>

にて情報公開しております



自 平成31年4月1日
至 令和2年3月31日

I.概 況

公益社団法人としての使命を達成するために、税知識の普及、納税意識の高揚とe-Tax（国税電子申告・納税システム）の普及推進、税制提言事業、経営支援事業、地域社会貢献事業等、公益目的事業に主軸を置き様々な活動を展開して参りました。

また、会組織の強化、財政基盤強化のため、本会・青年部会・女性部会一体となって会員拡充に努めました。

II.主な活動は次のとおりです。

<公益目的事業>

1. 税を巡る諸環境の整備改善等を図るための事業

(1) 税制・税務に関する研修会・講演会・セミナー事業

会員をはじめ広く一般の企業及び市民を対象として、税制・税務を中心とした研修会・講演会・セミナーを、専門的知識を有する講師により実施し、税知識の普及による納税意識の高揚に努めました。

(2) 税制・税務の普及広報事業

税制・税務に関する研修会・講演会・セミナーの充実を図るとともに、「藤枝法人会報」No113・No114の発行・配布及び全法連機関紙「ほうじん」春号・夏号・秋号・新年号を配布しました。

また、e-Taxの利用拡大につきましては、藤枝税務署と連携協調を図りながら、本会が開催する会議、研修会、講演会、会報を通し、積極的利用を呼びかけました。また当会ホームページ上にもe-Tax等のバナーを設置し一般の企業及び市民に対する税務の普及啓発活動に努めました。

(3) 税の啓発及び租税教育事業

次世代を担う児童や生徒に税金への理解と関心を深める目的で、小学生対象の夏休み親子税金教室、大学生対象の租税教室を実施しました。また、小学生対象に「税に関する絵はがきコンクール」を実施しました。

(4) 税制改正への提言事業

①全法連において、全国の中小企業に租税負担の軽減と合理・簡素化及び適正公平な課税、税制・税務に関する提言を行うため、全国各法人会から税制に関する要望意見を取りまとめて、税制改正の提言を決議し、法人会全国大会で発表後、関係機関等に対し要望活動を実施しました。

②会員をはじめ広く一般の企業及び市民を対象として、当会にて作成した税制要望アンケートを実施し、税制に関する意見要望を取りまとめ、一般社団法人静岡県法人会連合会、公益財団法人全国法人会総連合に上申しました。

2. 地域の経済社会環境の整備改善等を図るための事業

(1) 講座・講演会・セミナー事業

会員をはじめ広く一般の企業及び市民を対象として、経済・経営、法律、文化・教養をテーマとした講演会・セミナーを、専門的知識を有する講師により実施しました。

(2) 地域社会への貢献事業

①地域イベント「藤まつり」への参加

②家庭内におけるピーク時間の使用電力削減を目指した「いちごプロジェクト」の推進

<収益事業等>

1. 会組織の充実を図ること及び全国各地の法人会との連携強化を図る事業、会員支援のための親睦・交流等に関する事業

(1) 会員支援事業

以下の、会員サービスのPR、利用促進に努めました。

①財政基盤強化のため、大同生命保険株式会社、AIG損害保険株式会社、アフラック生命保険株式会社と連携を密にし、また、福利厚生制度『想いをつないで50年「会員企業を守りたい」キャンペーン』特別委員会を中心に、更なる法人会の福利厚生制度の推進に努めました。

②地元医療機関（藤枝平成記念病院・西焼津健診センター・志太医師会検診センター）と提携し会員の健康管理をアシストしました。

③中小企業向け貸倒保障制度を推進しました。（引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社）

④協力弁護士制度

⑤広告チラシ同封配布サービス

⑥講演放送局

⑦法人会提携ローン

⑧ウィークリーメールマガジン「社会・経済のうごき新聞（通称：どっと読む）」の無料配信

⑨「早割電報」紹介サービス

⑩インターネットでセミナー受講「セミナーオンデマンドサービス」

⑪事業承継支援制度

⑫会員特典カード「法人会メリットカード」の利用及び特約店募集

⑬日産レンタカー割引制度

(2) 会員親睦事業

会員相互の親睦や異業種交流を目的に、観劇会、研修旅行、意見交換会、賀詞交歓会等の親睦事業を行いました。

(3) 組織の充実・強化

組織基盤強化のために、令和元年度会員拡充推進計画を立案し、本会・支部役員・各部会が一体となり会員増強運動を展開しました。その結果、3月末における会員数は、2,870社・個人賛助会員25名となりました。

(4) 諸会議の開催

- ① 定時総会の開催
- ② 理事会の開催
- ③ 各委員会の開催
- ④ 福利厚生制度『想いをつないで50年「会員企業を守りたい」キャンペーン』特別委員会の開催
- ⑤ その他必要な会議の開催

(5) 法人会相互の連絡協調

- ① 一般社団法人静岡県法人会連合会の事業運営への協力
- ② 東海法人会連合会との連携
- ③ 公益財団法人全国法人会総連合会との連携

2. 管理関係

- (1) 定款や諸規程の適正な運用に努めました。
- (2) 事務運営体制等の充実を図りました。

3. 表彰関係（順不同・敬称略、役職は表彰時で記載）

(1) 令和元年度公益財団法人全国法人会総連合 功労者表彰

公益社団法人藤枝法人会	監事	有限会社静岡経営労務管理センター	代表取締役	伊藤彰彦
公益社団法人藤枝法人会	理事	株式会社山田組	取締役総務部長	足立藤夫
公益社団法人藤枝法人会	事務局長	伊久美友一郎		

(2) 令和元年度一般社団法人静岡県法人会連合会 特別功労役員等表彰

公益社団法人藤枝法人会	理事	近藤建設工業株式会社	専務取締役	近藤友一
公益社団法人藤枝法人会	理事	駿遠運送株式会社	代表取締役社長	杉本正実
公益社団法人藤枝法人会	理事	大一運送株式会社	代表取締役会長兼社長	山本雅義

(3) 令和元年度一般社団法人静岡県法人会連合会会長表彰

<功労法人表彰>

青島ポンプ工業株式会社	代表取締役	青島直久
株式会社コハラ	代表取締役社長	小原照光
有限会社静岡経営労務管理センター	代表取締役	伊藤彰彦
株式会社松田屋	代表取締役	鈴木利幸
まるせい自動車株式会社	代表取締役	青島章仁

<会員たる法人の役職員表彰>

株式会社ツチャコーポレーション	取締役	小柳津行俊
株式会社マルハチ村松	経理部部长	橋村芳彦
焼津漁業協同組合	経理部長	白石一二朗
株式会社山田組	取締役総務部長	足立藤夫

(4) 平成30年度全法連・県連単位会表彰<藤枝法人会関係>

<県連 会員増強表彰>

努力賞（加入率60%以上を3年間維持）

<県連 福利厚生制度推進>

福利厚生制度推進優秀賞（収入保険料：アフラック101%以上）

令和元年度事業報告 附属明細書

令和元年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和2年5月
公益社団法人藤枝法人会

貸借対照表

令和2年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	55,672	67,203	△ 11,531
普通預金	15,071,628	14,814,683	256,945
流動資産合計	15,127,300	14,881,886	245,414
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	44,000,000	44,000,000	0
基本財産合計	44,000,000	44,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	13,322,220	12,812,980	509,240
減価償却引当資産	2,532,581	2,532,581	0
事務改善引当資産	3,900,000	3,700,000	200,000
周年行事引当資産	400,000	200,000	200,000
部会周年行事引当資産	1,050,000	1,450,000	△ 400,000
特定資産合計	21,204,801	20,695,561	509,240
(3) その他固定資産			
什器備品	4	4	0
電話加入権	72,800	72,800	0
その他固定資産合計	72,804	72,804	0
固定資産合計	65,277,605	64,768,365	509,240
資産合計	80,404,905	79,650,251	754,654
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金		126,924	△ 126,924
預り金		124,488	△ 124,488
未払法人税等	71,000	71,000	0
流動負債合計	71,000	322,412	△ 251,412
2. 固定負債			
退職給付引当金	13,322,220	12,812,980	509,240
固定負債合計	13,322,220	12,812,980	509,240
負債合計	13,393,220	13,135,392	257,828
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	-	-	-
2. 一般正味財産			
一般正味財産合計	67,011,685	66,514,859	496,826
(うち基本財産への充当額)	(44,000,000)	(44,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(7,882,581)	(7,882,581)	(0)
正味財産合計	67,011,685	66,514,859	496,826
負債及び正味財産合計	80,404,905	79,650,251	754,654

税制改正のあらまし

I 法人税関係

(1) オープンイノベーション促進税制の創設

企業の保有する内部資金や技術を有効活用し、事業革新につなげることを促進する観点から、オープンイノベーション促進税制が創設されます。

改正案では、中小企業による創業10年未満・未上場のベンチャー企業に対する1,000万円以上(注)の出資について、その株式の取得価額の25%相当の特別勘定の金額の損金算入ができます。ただし、当該株式を取得から5年以内に譲渡等した場合、益金に算入する必要があります。

(注) 大企業(資本金等の額が1億円超)については1億円以上。

適用時期

令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に一定のベンチャー企業の株式を出資の払込みにより取得した場合に適用されます。

(2) 中小法人の交際費課税の特例措置の延長

中小法人の交際費課税の特例措置(定額控除限度額800万円まで損金算入可)の適用期限が2年間延長されます。

なお、交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金算入できる特例措置(大法人も適用可)については、資本金の額等が100億円超の法人を適用から除外した上で、適用期限が2年間延長されます(中小法人の交際費課税の特例措置との選択適用)。

適用時期

令和4年3月31日まで適用期限が延長されます。

(3) 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長等

中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計300万円までを限度に即時償却することができる少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、以下の見直しを行った上、その適用期限が2年間延長されます。

- ① 対象法人から連結法人を除外
- ② 対象法人の要件のうち常時使用する従業員の数の要件を500人以下(現行：1,000人以下)に引き下げ

適用時期

令和4年3月31日まで適用期限が延長されます。

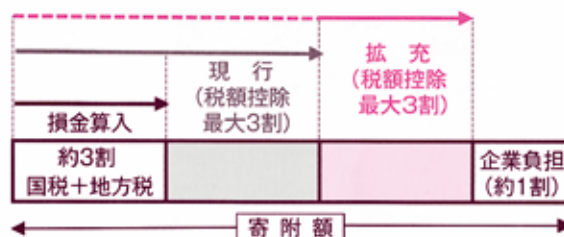
(4) 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の拡充・延長

地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)が拡充・延長されます。

地方創生応援税制とは、国が認定した地方公共団体の地方創生事業に対し企業が寄附を行った場合、損金算入措置(約3割)に上乗せして、寄附額の3割を税額控除できる制度です。

改正案では、税額控除割合を6割(現行：3割)に引き上げ、認定手続きを簡素化した上で、適用期限が5年間延長されます。

【地方創生応援税制の拡充の改正案】



適用時期

令和7年3月31日まで適用期限が延長されます。

(5) 地方拠点強化税制の見直し

地方での雇用を創出するため、企業が本社機能を地方へ移転又は地方拠点の強化を行う場合に税制の優遇措置が受けられる地方拠点強化税制(オフィス減税と雇用促進税制の特例)の適用期限がそれぞれ2年間延長されます。なお、改正案では雇用促進税制の特例については、以下のように適用要件や税額控除額等が見直されます。

【雇用促進税制の特例(移転型・拡充型)の適用要件の緩和】

現行	改正案
企業全体の給与額が、前年度より一定額以上増加しなければ適用不可 (雇用者数の増加率×20%以上増加)	企業全体の給与額の増減に関わらず、適用可能 (要件を撤廃)

【雇用促進税制の特例(移転型)の税額控除の拡充】

現行	改正案
・初年度の税額控除:60万円又は90万円/人 (企業全体の雇用増加率5%以上で90万円/人) ・3年間の適用期間における税額控除:150万円(うち、オフィス減税との併用分:90万円/人)	・初年度の税額控除:50万円又は90万円/人 (雇用増加率に関わらず一律) ・3年間の適用期間における税額控除:170万円(うち、オフィス減税との併用分:120万円/人)

適用時期

令和4年3月31日まで適用期限が延長されます。

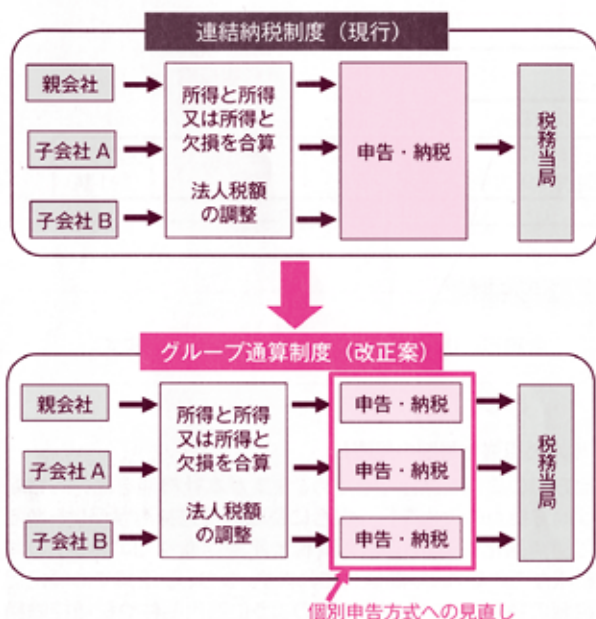
(6) 連結納税制度の見直し

企業の機動的な組織再編を促し、企業グループの一体的で効率的な経営を後押しすることで、企業の国際的な競争力の維持・強化を図るため、連結納税制度が見直されます。

連結納税制度とは、企業グループを一体とみて親会社と完全子会社の所得通算などを行う制度です。

改正案では、制度の適用実態やグループ経営の実態を踏まえ、企業の事務負担の軽減等の観点から、グループ内において損益通算を可能とする現行の基本的な枠組みを維持しつつ、親会社と完全子会社のそれぞれが申告・納税を行う「グループ通算制度」に見直されます。

【連結納税制度の改正案】



適用時期

令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

(7) 大企業の研究開発税制等の税額控除適用要件の見直し

収益が拡大しているにもかかわらず、設備投資に積極的でない大企業に対し、研究開発税制等の生産性の向上に関連する租税特別措置を停止する適用要件が見直されます。

【税額控除適用要件の見直し】

現行	①平均給与等支給額＞前事業年度の平均給与等支給額 ②国内設備投資額＞当期の減価償却費の10%
改正案	①同上 ②国内設備投資額＞当期の減価償却費の30%

※ ただし、大企業の所得金額が前事業年度の所得金額以下の場合には対象外

適用時期

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

(8) 大企業の給与等の引き上げ及び設備投資の促進に係る税制措置の適用要件の見直し

設備投資の堅調な増加等を踏まえ、国内設備投資に対して一層のインセンティブを付与するため、大企業が給与等の引き上げ及び設備投資を行った場合の税額控除制度（給与等支給総額の対前年度増加額の15%、法人税額の20%が限度）について、適用要件の1つである国内設備投資額要件が見直されます。

【国内設備投資額要件の見直し】

	現行	改正案
国内設備投資額	当期の減価償却費の総額の90%以上	当期の減価償却費の総額の95%以上

適用時期

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各事業年度に国内雇用者に対して給与等を支給する場合に適用されます。

Ⅱ 所得税関係

(1) 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設

取引の活性化を通じて低未利用土地（注）の活用を促すため、個人が低未利用土地等を譲渡した場合（親族間を除く）、下記の条件を満たすとその年中の低未利用土地等の譲渡に係る譲渡所得の金額から100万円の控除ができる制度が創設されます。

【主な適用要件】

- ①譲渡価額がその上にある建物等を含めて500万円以下の譲渡であること
- ②1月1日に所有期間が5年を超えること
- ③その低未利用土地等が都市計画区域内に所在すること
- ④低未利用土地等であったこと及び譲渡後の土地の利用について市区町村の長による確認が行われたこと

（注）低未利用土地とは、居住の用、事業の用その他の用途に供されておらず、又はその利用の程度が周辺の地域における同一の用途もしくはこれに類する用途に供されている土地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる土地をいいます。

適用時期

土地基本法等の一部を改正する法律（仮称）の施行の日又は令和2年7月1日のいずれか遅い日から令和4年12月31日までの間に譲渡した場合に適用されます。

(2) NISA制度の見直し

家計の安定的な資産形成を支援する観点から、NISA制度が見直されます。NISA制度とは、非課税口座内で、毎年一定金額の範囲内で購入した株式や投資信託などの金融商品から得られる利益が非課税になる制度です。

一般NISAについては投資期間終了後に、1階部分で積立投資を行った場合に限り、2階部分で別枠の非課税投資が行える2階建て制度の新・NISA（仮）が創設されます。また、つみたてNISAについては投資期間が5年間延長され、ジュニアNISAについては令和5年末で終了となります。

なお、新・NISA（仮）については、つみたてNISAとの選択適用となります。

【NISA制度の見直し】

現 行		改正案（令和6年以降）	
最大投資額 600万円 年120万円まで 最長5年	最大投資額 800万円 年40万円まで 最長20年	最大投資額 510万円 年102万円まで 最長5年 上場株式、 公募株式投資 信託 など	最大投資額 800万円 年40万円まで 最長20年 公募株式投資 信託 など
一般NISA 令和5年まで	つみたてNISA 令和19年まで	新NISA(仮) 令和6年から 5年の措置	つみたてNISA 令和24年まで 5年間延長

適用時期

新・NISA(仮)については、令和6年1月1日から令和10年12月31日まで、つみたてNISAについては、令和24年12月31日まで適用されます。

(3) 未婚のひとり親への対応及び寡婦（夫）控除の見直し

「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するために、以下の措置が講じられます。

① 未婚のひとり親に対する税制上の措置

未婚のひとり親のうち以下の要件を満たす場合、寡婦（夫）控除が適用されます。

- イ 同一生計の子（総所得金額の合計額が48万円以下）を有する必要があります。
- ロ 合計所得金額が500万円以下となります。
- ハ 住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある場合には対象外となります。

② 寡婦（夫）控除の見直し

イ 寡婦に寡夫と同じ所得制限（所得500万円）が設けられます。

ロ 住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある場合には対象外となります。

ハ 子ありの寡夫の控除額について、子ありの寡婦の控除額と同額の35万円（現行27万円）とされます。

ニ 寡婦控除の特例は廃止されます。

【寡婦（夫）控除の見直し】

区分	離婚 死別要件	扶養親族等 の要件	所得要件 (合計所得金額)	控除額
寡婦	離婚 死別	扶養親族あり		27万円
		同一生計の子*	500万円以下 (現行：なし)	35万円
	死別	なし	500万円以下	27万円
	未婚	同一生計の子*	500万円以下	35万円
寡夫	離婚 死別	同一生計の子*	500万円以下	35万円 (現行：27万円)
	未婚	同一生計の子*	500万円以下	35万円

* 子の所得要件：総所得金額48万円以下

適用時期

令和2年分以後の所得税について適用されます。

(4) 国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例の創設

国外中古建物の不動産所得を有する場合、不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、国外中古建物の減価償却費に相当する部分の金額は、生じなかったこととみなす特例が創設され、他の給与所得等との損益通算ができないこととなります。

また、同特例の適用を受けた国外中古建物を譲渡した場合、譲渡所得の金額の計算上、「生じなかった」とされた減価償却費に相当する金額は、取得費から控除する減価償却分には含まないこととされます。

【国外の中古不動産の貸付けによる不動産所得】

損 失	減価償却費
	〔簡便法による 耐用年数で計算〕
	その他の経費
家賃収入	必要経費

改正案では、損失はなかったものとみなされることから、損益通算はできません

適用時期

令和3年分以後の所得税について適用されます。

Ⅲ 資産課税関係

所有者不明土地等に係る課税上の課題への対応

所有者不明の土地等の増加により、公共事業の推進等において様々な課題が生じています。そのため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、以下の措置が講じられます。

① 現に所有している者の申告の制度化

登記簿上の所有者が死亡し相続登記がされるまでの間に、現に所有している者（相続人等）に対し、市町村は条例で、氏名・住所等必要な事項を申告させることができるようになります。

② 使用者を所有者とみなす制度の拡大

市町村が一定の調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができるようになります。

適用時期

①の改正は、令和2年4月1日以後の条例の施行の日以後に現所有者であることを知った者について適用されます。

②の改正は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用されます。

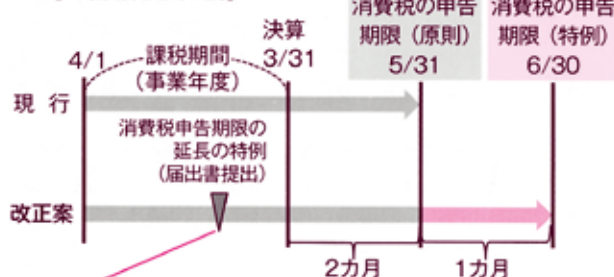
Ⅳ 消費税関係

法人に係る消費税の申告期限の特例の創設

企業の事務負担の軽減や平準化を図る観点から、法人税の申告期限の延長の特例の適用を受ける法人について、消費税の申告期限を1ヵ月延長（注）する特例が創設されます。

（注）延長された期間の消費税の納付については、利子税を合わせて納付します。

【3月決算法人の例】



適用時期

令和3年3月31日以後終了する事業年度末日の属する課税期間から適用されます。

V その他

(1) 電子帳簿等保存制度の見直し

経済社会のデジタル化を踏まえ、電子取引を行った場合の電磁的記録の保存方法の要件が緩和され、以下の方法が追加されます。

① 発行者のタイムスタンプが付された電磁的記録を受領した場合に、その電磁的記録を保存する方法

② 電磁的記録について訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができるシステム（訂正又は削除を行うことができないシステムを含む）に、その電磁的記録の授受及び保存を行う方法

適用時期

令和2年10月1日から適用されます。

(2) 利子税・還付加算金等の割合の引き下げ

市中金利の実勢を踏まえ、利子税及び還付加算金等の割合が0.5%引き下げられます。

なお、延滞税については、遅延利息としての性格や滞納を防止する機能等の観点から、その水準が維持されますが、納税を猶予する場合に軽減される延滞税については、利子税・還付加算金と同様に割合が引き下げられます。

【利子税・還付加算金等の割合の引き下げ】

	現 行	改正案
利子税		
還付加算金	平均貸付割合（注） +年1%	平均貸付割合（注） +年0.5%
納税猶予の延滞税		

（注）平均貸付割合とは、各年の前々年の9月から前年の8月まで（現行：前々年の10月から前年の9月まで）の各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日まで（現行：12月15日まで）に財務大臣が告示する割合。

適用時期

令和3年1月1日以後の期間に対応する利子税・還付加算金等について適用されます。

*本内容は、令和元年12月20日に閣議決定された令和2年度税制改正大綱等に基づいています。今後の国会審議等にご留意ください。



ホームタウンと共に！ 新生藤枝MYFCが挑む決意のシーズン

一体感
～ 挑む ～

2020 SLOGAN

私の（MY）フットボールクラブ（FC）を由来とする藤枝MYFC（ふじえだマイエフシー）。J3リーグ所属。藤枝市、焼津市、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町の4市2町を活動地域（ホームタウン）とするプロサッカークラブで、2009年の創設から今年で11年目を迎える。今までと大きく変わったのは「J2昇格」という兆しが見えてきたこと。

2017年、クラブの礎を築いた前体制から、静環検査センターを筆頭株主とした新たな経営陣となり再スタートを切った。2018年は17チーム中16位。そこから這い上がった2019年、チームは創設以来最高となる3位でシーズンを終えた。2位とは勝ち点同率。得失点差でわずかに下回ったものの、昇格圏内の2位にあと一步と迫った。その躍進を受け迎えた2020シーズンは、当初の予定から3ヶ月以上遅れて幕を開けた。新型コロナウイルス感染拡大の影響により、選手は“シーズンオフより長い期間”ボールを蹴ることができなかった。試合は全て組み直しとなり、誰も座らないスタンドを前に開幕戦を迎えることとなった。当たり前と思っていたことが当たり前でないことに気づき、特別な思いで藤色のユニフォームに袖を通す。

今年から右袖には4市2町のホームタウン名が入り、パンツ・ソックスには6市町を示す6本のラインがあしらわれた。選手がプレーするフィールドを囲むのは、昨年以上の数のピッチ看板とバナー。地域の期待とパートナー企業のサポートがあり今こうしてサッカーができること、リモートでも声援を届けてくれるファン・サポーターがいること。全ての想いを力に変えて「一体感」でJ3優勝・J2昇格に挑む。



「ホームタウンと共に！」

右袖には4市2町のホームタウン名が入り、パンツ・ソックスには6市町を示す6本のラインがあしらわれている。



DF3 鈴木翔太（藤枝市出身）

代表挨拶

株式会社藤枝MYFC 代表取締役 鎌田昌治



ホームタウンの皆様には、日頃より大変お世話になり心より感謝を申し上げます。私は藤枝で生まれ育ち、藤枝サッカースポーツ少年団1期生としてボールを蹴り始め、藤枝東高校3年次に主将として昭和45年度全国高校サッカー選手権優勝を経験することができました。この年は藤枝少年団選抜・西益津中学校も全国大会で優勝し、合同報告会を開催していただきました。サッカーというスポーツに携わりたい思いで教職の道に進み、25歳で母校の藤枝東高校サッカー部監督に就任、全国大会優勝を目指しました。清水勢の活躍が目立つなか全国大会は総体2回、選手権2回に出場し、昭和59年度の選手権第3位（中山雅史選手当時2年次）が最高の成績でした。生まれ育った地域で大勢の皆様に応援をして頂き、お世話になった恩返しと思い、現在の仕事に就きました。今シーズンはJ2ライセンスの申請書を提出、今を大切に一步步前進していきたいと考えております。藤枝法人会員の皆様、どうか応援を宜しくお願いいたします。

筆頭株主という立場から見るサッカークラブ経営

筆頭株主 徳田茂

株式会社静環検査センターの徳田と申します。当社と藤枝MYFCの最初の関わりは、選手を5名ほど雇用したところから始まりました。その際J3リーグという環境の厳しさを知り、その中で必死にサッカーを続ける選手たちに感銘を受け、その後スポンサーとなり株式も購入する事で、より一層このチームの魅力を地域の皆様にも知ってもらいたいという一心で支援を続けてまいりました。

サッカーのまちを標榜する藤枝にあるチームですからさらに上のカテゴリーを目指し、そして昇格しなくてはならないチームだと思っています。もう1つ上の景色をこの地域にもたらしべく、藤枝法人会員の皆様にも是非一緒に応援及びご支援の程よろしくお願い申し上げます。





アンバサダー成岡翔によるサッカー教室支援プロジェクト「ACADEMY翔」がこの夏スタート。

平成30年3月、スポーツ庁が策定・公表した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を受け、ホームタウン各市町がこれに則った改革に取り組んでいることから、各市町教育委員会・中西部サッカー協会との連携のもと始動した取り組み。

教育・行政

パートナー企業

FUJIEDA
MYFC

働き方改革の課題を「クラブ「藤枝 MYFC」で解決する

働き方改革を受け、顧問の先生方の指導時間が制限された。顧問不在では本来トレーニングはできないが、藤枝MYFCを活用いただくことで、生徒に藤枝MYFCスタッフ・選手との練習機会が生まれた。同時に、他中学との合同開催により地域内での交流の場ともなった。活動当日、会場となった島田第二中学校には市内サッカー部の生徒約90名が集まり、1時間半のトレーニングに汗を流した。これからはJリーグの理念『豊かなスポーツ文化の振興及び国民の心身の健全な発達への寄与』を推進すべく、積極的に活動を行う。



地域とともに歩む クラブの取り組み

「サッカーのまち」の拠点 藤枝総合運動公園

藤枝MYFCのホームゲームは藤枝総合運動公園サッカー場で開催される。アクセスの良さから災害時の緊急支援の拠点集結地としても期待され、今後の改修によってはクラブの昇格に必要なスタジアム条件を満たすことにも繋がる。2019年度より藤枝MYFCは「藤枝まち美化里親制度」の参加団体となり、日頃より試合開催でお世話になっている感謝の気持ちを込め、定期的な美化活動を実施している。リーグは現在約半分を消化し、11月18日（水）にはアスルクラロ沼津との「J3静岡ダービー」を控えている。



公園周辺の美化活動を行う藤枝 MYFC クラブスタッフ



ホームゲームは藤枝総合運動公園サッカー場にて開催

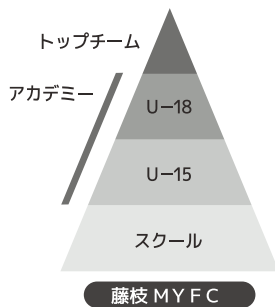
藤色の戦士たち

★ ホームタウン出身

 杉本 拓也 Takuya SUGIMOTO 1 GK 吉田町出身 ★	 鈴木 翔太 Shota SUZUKI 3 DF 藤枝市出身 ★	 谷澤 達也 Tatsuya YAZAWA 14 MF 焼津市出身 ★	 枝村 匠馬 Takuma EDAMURA 18 MF 牧之原市出身 ★
 秋本 倫孝 Michitaka AKIMOTO 6 DF 静岡市出身	 杉田 真彦 Masahiko SUGITA 11 MF 静岡市出身	 大石 治寿 Tsugutoshi OISHI 9 FW 静岡学園高卒	 久富 良輔 Ryosuke HISADOMI 22 DF 桐陽高卒
		 河上 将平 Shohei KAWAKAMI 33 MF 東海大学付属静岡翔洋高卒	

藤枝MYFC
選手一覧





2020年3月より藤枝MYFCでは、これまで活動していた15歳以下のジュニアユースチームに加え、新たに18歳以下のユースチームを始動させた。藤枝東高出身でセレッソ大阪ユース監督などを歴任した瀧利明監督がチームを率いる。地域のために貢献したいという想いから就任を決意し、一番の目的を「将来的にひとりでも多くの選手がトップチームに上られる環境を作ること」と掲げる。サッカースクールを含め小中高の一貫した指導を目指し、個々の技術の向上とチームとしての向上を重視している。



瀧利明監督

この地域から、ひとりでも多くの選手をトップチームへ

瀧監督をサポートするのは昨年まで藤枝MYFCトップチームで選手として活躍した養父雄仁コーチ。13年の現役生活を終え、この藤枝MYFCで指導者の道をスタートさせた。プロ選手での経験を生かし、「プロとして試合に出る喜びを多くの選手に味わってほしい」と、U-18の指導に力を注ぐ。各カテゴリーの選手たちはトップチームと同じナイター設備のある人工芝グラウンド「藤枝MYFCサッカー場（焼津市田尻北）」にて日々トレーニングに励んでいる。



スクールの練習



U-18の選手を指導する瀧監督



今年から就任した養父コーチ



Jリーグをつかおう！
シャレン！
Jリーグ社会連携

Jリーグをつかおう！ Jリーグ社会連携

マスクでつなぐ架け橋

藤枝MYFCでは5月、オフィシャルパートナー企業からご提供いただいたマスクを最前線で活躍されるホームタウン内の医療機関へ贈呈。新型コロナウイルス感染拡大の影響でマスクの入手が困難ななか、クラブを通じて地元企業と地域が繋がる機会を創出した。

パートナー企業との関係性は単なる広告価値の提供に留まらない。例えばいくつかの企業は女子チーム・ルクレMYFCの選手の勤務先でもある。クラブの活動に理解のある地元企業から「雇用」というサポートを受け、多くの選手が仕事とサッカーを両立させている。

パートナー企業 地域医療

FUJIEDA
MYFC

シャレン！（社会連携活動）とは？

社会課題や共通のテーマに、地域の人・企業や団体・自治体・学校などとJリーグ・Jクラブが連携して取り組む活動



ルクレMYFCイレブン



クラブを使う、地域が良くなる

クラブを中心に地域の連携強化と問題解決を進めることを目的に、2020年よりホームタウン4市2町の担当者を集めた「ホームタウン会議」が発足。定期的に開催する会議ではクラブとそれぞれの地域との取り組みを紹介するほか、試合会場にて各市町をPRする「ホームタウンデー」、選手・スタッフが地域を訪問しサッカー指導や講話などを行う「ホームタウン活動」について説明や情報共有を実施している。

「最多指導歴の指揮官が考える「この地に」クラブがあるということ」

2018年の夏から藤枝MYFCで指揮を執る。広島県出身、62歳。2019年にはチームを史上最高の3位に導き、同年のJリーグアウォーズにおいてJ3優秀監督賞を受賞した。Jリーグ指導歴は歴代最多で650試合を超える。



藤枝MYFC 監督 石崎 信弘（いしざき のぶひろ）

サッカークラブは地域に人と金をもたらす存在です。試合のため集まる相手チーム関係者、遠方から来藤するサポーター。チーム関係者はこの地域に宿泊し、サポーターは観戦と共に地域の観光も楽しめます。試合結果によっては集まる観客の数も変わり、勝敗やクラブの集客努力が地域経済にも少なからず影響するのです。株主・スポンサー、支えてくれるサポーターの協力があってチームが運営できているなか、何より地域の皆様の支えがなくてはクラブは成立していきません。

「サッカーのまち藤枝」での指導は、他とはまた違った特別感があります。生活にサッカーが息づく町、まさに「サッカーと時間（とき）を刻む」蹴球都市とあって、目の肥えた方々に満足してもらえる試合をしなくてはという使命感もあります。歴史あるこの地で新たな歴史を築くこと、J3優勝・J2昇格という目標に向けて一戦一戦を戦っていききたいと思います。

成岡翔「なんでも屋」で地域に恩返し



教育長表敬



小学校「夢講座」



「アンバサダーって？」
小学生からの問いかけに成岡は
「なんでも屋」と説明する

1984年5月31日生まれ。島田市出身、36歳。

六合SSSからEWS FC、藤枝東高を経てジュビロ磐田に加入。その後は福岡、新潟、相模原でプレーし2019年、藤枝での活動を最後に17年の現役生活に幕を下ろした。J1通算303試合35得点、J2通算37試合6得点、J3通算12試合出場。自身がプロサッカー選手となった時には藤枝MYFCは存在していなかったが、地元島田・高校時代を過ごした藤枝をホームタウンとする藤枝MYFCを現役生活最後のチーム、第2のサッカー人生のスタートとして選んだ。

藤枝MYFC アンバサダー 成岡 翔（なるおかしょう）

成岡アンバサダーの
最新活動レポートは
こちらからチェック



2019シーズンに選手として加入し1年間プレーさせていただいた地元のチームで、クラブ初となる役職に就くことは大変光栄であり、身の引き締まる思いです。藤枝に加入するにあたり私が経験してきたことを還元しプレーで恩返しすること、ピッチ外でもっとクラブの価値をあげるために活動していくことを心がけていました。選手としてや、その他の活動でもなかなか貢献できず、引退を決めたときはその部分が心残りでした。今回アンバサダーとしてのオファーをいただき、去年出来なかった事を思う存分できると思い、引き受けました。

クラブ史上最高順位の3位で終えた昨年。今年はJ2昇格を現実的に捉え、行政やスポンサー企業様、地域の皆様、サポーターの皆様と一体となり目標を達成できるように、私自身選手とは別の角度からクラブのためにお手伝いしていきたい思います。クラブがJ2に昇格し、さらに大きなクラブになるように学校訪問からサッカースクール、企業訪問まで様々な活動をしていきます。



クラブマスコット 蹴っとばし小僧

**この地に「クラブがあるということ」
地域と共に、今クラブができること。**

株式会社 藤枝MYFC ☎ 054-639-6501

＜第一 総論＞

世界経済は、中国に端を発した新型コロナウイルスの影響により、世界同時株安、景気の大減速等リーマンショック以上の経済的打撃を受けております。

わが国においても、企業はもとより国民の生活自体が脅かされており、先の見えない状況が続いております。昨年実施されました消費税増税の影響を議論しているところではなく、外食産業、観光業はもとより、すべての業種で会社の存続自体が危ぶまれております。そのような中、法人会としましては、令和3年度の税制改正要望として、継続的要望事項である法人基本税率の更なる引き下げを中心に要望してまいります。今年度におきましては、政府に特例措置を講じて頂くことが必要だと考えております。

さて、令和3年度の具体的税制改正要望としましては、1. 法人の税負担のあり方として、法人実効税率20%台半ばへの更なる引き下げを要望します。これまで、段階的に引き下げられたとは言え、国際的に見てまだまだ高い水準にあることから、国際競争力をつけるためにも最優先課題だと考えます。2. 所得課税のあり方としては、今後ますます進む高齢化社会にあって、公的年金制度および年金課税制度の改善は急務となっております。若者が将来に不安のある制度では、納税者の意識の低下にもつながっていきます。3. 相続・贈与税のあり方としては、事業承継税制の拡充を最優先課題だと考えます。法人の大半を占める中小企業の事業存続のためにも、事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設が必要と考えます。4. 地方税制のあり方としては、固定資産税の抜本的見直しを要望します。法人税の減価償却方法とは別に、固定資産税においては「固定資産評価基準」を用いており、二重管理となっている点をまず見直す必要があると考えます。5. 消費税のあり方としては、軽減税率について、対象品目の見直しを要望します。特に法人会で多くの意見があったのは、軽減税率の対象品目として、生活必需品である家庭用の水道料金、電気料金、ガス料金も加えてもらいたいとの要望であります。反面、企業としては軽減税率の実務処理が煩雑であるとの意見も出されております。

最後に、令和2年度の税制改正については大幅な改正はなく、ほとんどが令和3年度の税制改正要望に引き継がれた形となっております。令和3年度には抜本的な改革がされることを要望します。

＜第二 基本事項＞

1. 法人の税負担のあり方

(1) 法人基本税率の引き下げ

法人税率及び法人事業税所得割が段階的に引き下げられ、平成30年度には29.74%になったが、国際的に見てまだ高い水準にあるため、租税特別措置の整理・合理化等により課税ベースの拡大を考慮しつつ、さらに国際競争力をつけるためにも法人基本税率を引き下げ、地方税の負担軽減と併せて、法人実効税率を少なくとも20%台半ばまで下げる必要がある。

(2) 中小企業に対する課税ベース拡大に反対（外形標準課税）

法人実効税率引き下げの財源確保は必要不可欠であるが、中小企業に対して法人事業税の外形標準課税の適用等がないように十分な配慮を強く要望する。

(3) 中小企業の軽減税率の適用（中小企業優遇税制の確立）

現行の中小企業に対する軽減税率を更に引き下げるとともに、長年にわたり据え置かれている軽減税率適用の所得限度額800万円を1,600万円にまで引き上げるなど、担税力の弱い中小企業への配慮を要望する。

また、軽減税率19%については、平成31年度改正において、15%への特例が2年間延長された

が、これを恒久的な引き下げとし本則化することを要望する。

(4)同族会社の留保金課税について

「同族会社の留保金課税」は、資本金1億円以下の企業は対象外とされたが、この「資本金1億円以下の企業」という定義を崩すことのないよう強く要望する。

(5)交際費課税の損金算入

交際費の中小企業に係る損金算入の特例は、適用期間が2年延長となったが、本則化することを要望する。

そもそも交際費は中小企業のみならず全ての企業の活動にとって必要不可欠な経費であり、経営上の経費性を否定することは誤りであり、抜本的な見直しが必要である。

また、慶弔費用は、交際費とは別に損金算入を認めるべきである。

(6)減価償却制度の改善

a. 平成19年度以降度重なる税制改正により課税が強化されてきたが、益々加速する技術革新、激化する国際競争に対抗するため、耐用年数を国際的水準に合わせて更に短縮するとともに、分類についても更に簡素化しよう要望する。

ただし、取得当初の負担が重くなる定額法への一本化には断固反対する。

また、建物付属設備・構築物の定額法への一本化については、せめて耐用年数の短縮化を要望する。

b. 次に、少額減価償却の損金算入の特例について、対象法人の要件のうち常時使用する従業員の数の要件を、現行の1,000人から500人以下に引き下げられたが、取得価額50万円未満の資産を一律少額減価償却資産とし、企業規模に拘わらず、一時の損金算入とすることを要望する。また、損金算入額の上限（合計300万円）の枠を廃止または拡大し、制度を本則化することを要望する。

(7)役員給与の取り扱い

役員給与は原則損金算入とすべきである。現行制度は役員給与の損金算入が限定されており、特に報酬等の改定には損金算入について厳しい制約が課されている。役員給与は、本来職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

(8)自然災害等に備えた税制の拡充

平成31年度改正で中小企業における災害に対する事前対策のための設備について、20%の特別償却が可能となったが、さらに即時償却または税額控除等の優遇税制措置の創設を要望する。

(9)寄付金の損金算入限度について

次の事項を要望する。

a. 開発行為に伴う資産の無償提供を寄付金で処理する場合、繰延資産として処理することになっているが、行政上の要請により協力するものであり、一括損金処理を認めること。

b. 寄付金については、高齢化や環境問題への対応、芸術文化活動への支援などで企業の果たす役割はますます重要性を増している。このため指定寄付金の認可条件を緩和するとともに、一般寄付金の非課税枠の拡大を求める。

また、少額な寄付金（3万円以下）は全額損金として認めること。

c. 特定公益団体に対する寄付金は一般寄付と区別し、損金算入できるようにするとともに、公共的な団体に対する寄付金は、指定寄付金と同様な取扱いとすること。

また、企業が関わる寄付金は重要な支援であるため、一般寄付金の非課税枠の拡大を強く求める。

(10)受取配当金の二重課税の排除

配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、本来の趣旨を尊重し、出資比率に関係なく全額益金不算入とすべきである。

(11)適用額明細書の廃止

適用額明細書の添付義務を事務効率化のため廃止するよう要望する。

2. 所得課税のあり方

(1)課税最低限

国民全般に税に関心を持たせ、税の公平性を保つ意味からも課税最低限度額を引き下げるとともに、" 広く、薄く、公平な " 税制を実現すべきと考える。

これにより現行比不利益となる低所得者層については、別途、社会保障面での対応を考慮することを要望する。

(2)少子・高齢化社会に備えた環境整備と税制の再構築

- a. 「子育て支援控除制度」の創設を要望する。
- b. 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子供を持つ低所得者世帯に対する税制上の優遇と、教育や生活等における経済的支援の拡充を要望する。
- c. 低所得者による奨学金返済に係る税制優遇措置の創設を要望する。
- d. 公的年金課税制度の改善（高齢化社会に備えた税制）

公的年金受給者については公的年金以外の所得金額を重視し、公的年金以外に所得の無い者や少額な者については控除額を大きくしたり、一定水準額以下の年金は非課税にすることに加え、また高齢化の伸展に伴い要介護の高齢者等が確定申告を行うことが困難な場合が生じていることについての配慮を求める。

反面、多額の収入を得ている者には応分の負担を求める等、年金所得に対する控除について見直しを行うべきである。特に高額な410万円以上の公的年金受給者に対する控除額は140万円を上限とするよう要望する。

また、年金制度改正の対象とならない年齢層をなくすなど、既得権者だけが有利になるようなことのないように配慮して欲しい。

(3)住宅関連税制の改善（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例）

住宅購入は税制に合わせて購入するものではなく、個人のライフステージに応じて購入するものである。まずは、本制度の本則化を図り、制度自体を再構築すべきであり、特に控除期間については、一般の住宅ローンの借入期間に合わせ35年とするよう要望する。

(4)復興特別所得税について

25年間はあまりにも長すぎるものであり、より短期間の“復興”に対応した課税方法に改めることを強く要望する。また“復興”とは結びつかない用途が不明確なものは取りやめ、厳格に使用することを要望する。

(5)譲渡損失の損益通算及び繰越控除

土地建物の流動化に一層悪い影響を及ぼすため、損益通算を復活させるべきである。

また、居住用に関しても、新しい住宅の取得や住宅ローンの残高の有無にかかわらず、損益通算できるようにするとともに、3年間の繰り越し控除の期間を法人の欠損金繰越、控除期間相当に延長することを要望する。

3. 相続・贈与税制のあり方

(1)相続税の課税強化の見直し

基礎控除額の大幅な引き下げ等相続税の課税強化がなされたが、国際的に見て主要先進国とほぼ同水準の現行水準から、むしろ基礎控除額の引き上げを要望する。

(2)事業承継税制の法制化

事業承継税制については、事業承継の要件緩和が大幅になされたが、これら緩和後の要件であってもまだまだ不十分であり、10年間の限定措置でなく、恒久的な措置にすべきである。

また、本制度は独立した税制とすべきである。

加えて、今回の改正による特別措置においては、平成30年4月から令和5年3月末までの5年間に特別承継計画の提出が必要となっているが、この期間について、特別措置の適用期限である10年までに延長すること。

(3)非上場株式の評価について

平成29年1月1日より自社株評価の見直しが行われたが、事業承継における問題点を踏まえ、平成20年度までの非上場株式の評価制度を復活させる必要があると考える。

この制度を復活させた上で、従来の10%評価減方式を80%以上評価減に拡大させるとともに、適用要件のうち発行済株式等の総額20億円の上限の緩和、同族関係者の株保有割合50%以上の緩和等、同族色の少ない非上場会社も対象になるような改正を従来の制度に施し、今回の納税猶予制度と並立させてどちらかを選択できるように、制度の拡充を図るよう要望する。

(4)相続時精算課税制度について

複数年にわたり利用できる2,500万円の非課税枠を引き上げるべきである。

従来方式での基礎控除額であっても、居住用等の使用目的によって基礎控除額を増大させれば、一層贈与が促進するのではないかと考える。

また、同本制度活用促進のため、相続物件の評価につき相続時かあるいは採用した時かのいずれか評価額が低い方を選択適用できるように要望する。

(5)贈与対象者の拡大

「住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置」、「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」及び「結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置」については、贈与者に直系卑属がいない場合、甥・姪に対する贈与にも適用できるように対象を拡大すべきである。

4. 地方税制のあり方

(1)土地等不動産にかかる流通課税の見直し

譲渡課税については過重な譲渡所得税を軽減することや、登録免許税、不動産取得税、消費税等の流通にかかる課税を廃止または大幅に軽減することが必要である。

更に、農地法、市街化調整区域の線引や建築基準法の諸制限等土地税制に絡む要件は、極めて複雑となっている。

特に、農地面積は減少しているにも拘わらず、耕作放棄地は増加している。

よって、固定資産税を含めた不動産に係る税制全般について総合的かつ抜本的な見直しを要望する。

(2)償却資産に関わる固定資産税の廃止

償却資産の固定資産税を廃止すべきである。

廃止するまでの間、法人税制と地方税制とのかい離をなくすことを要望する。

少なくとも、30万円未満のものについては、法人税では一括償却できるため、償却資産税（地方税）をかけない制度とし税制全体をシンプルで統一性のあるものとすべきである。また、償却額については1円まで償却できるように、国税の基準と同様の仕組みとすることを要望する。

(3)固定資産税の見直し

a. 法人税の減価償却方法とは別に、固定資産税においては「固定資産評価基準」を用いており、二重管理となっている。特に、特別償却・割増償却制度の適用及び評価額の最低限度額については、法人税と同様に扱うことを要望する。

b. 固定資産税の税率を引下げ、基本税率を1%程度とするとともに、建物の減価償却を認め課税標準を引き下げること。また、再建築価格方式によって行われている家屋の評価については、建築後の年数が経過しても評価は下がらないという問題があるので、家屋建築後の経過年数に応じた評価法に改め、税負担の軽減策を要望する。

なお、評価法を改めるまでは、経過年数評価を毎年見直してほしい。

c. 固定資産税は、土地の利用収益力に基づいて課税されるべきもので、土地の担税力に着目する税ではない。長年に亘り地価が下落傾向にあるにもかかわらず負担調整との名のもとに課税の基礎となる評価額が実際の取引価格を上回る事例が多い。

よって、評価方法を収益還元価格で評価するとともに、税率を軽減することを要望する。

d. 新築住宅で耐火構造または準耐火構造については、新築後3年間から5年間家屋の固定資産税が2分の1となる特例があるが、優れた耐震性のある住宅についても、同様の軽減措置を要望する。また、同制度の恒久適用化を要望する。

e. 住宅の購入または新築にかかる不動産取得税の廃止を要望する。直ちに廃止できない場合は、当面、不動産取得税の控除額を2,000万円に引き上げ、免税点を土地については200万円、建築家屋1戸については400万円とすること。

また、中古住宅についても、不動産取得税及び固定資産税を軽減するとともに、交換及び災害による代替取得も不動産取得税において減免規定を設けること。

f. 本来都市計画税は、都市計画事業、土地区画整理事業に要する費用に充当するため、都市計画区域として指定された一部区域内に所在する土地、家屋について課税されるべきであるが、実態は納税義務者に一律かつ恒久的に課税され、固定資産税の一つとなっている感がある。よって、都市計画税の存在意義はなく廃止すべきである。

g. 都市計画の公共施設予定地での固定資産税の減額措置

都市計画で計画決定された道路や公園等の公共施設建設予定地内の土地建物では、建築規制があるにもかかわらず固定資産税額は若干の価格補正にとどまっている。これも大幅な減額措置を実施することを要望する。

h. 平成18年度に耐震改修促進税制が創設され、住宅について一定の耐震改修工事を行った場合、固定資産税が減額されることになった。同制度については、対象建物を住宅以外にも拡大するとともに、適用要件を緩和し、適用期間を延長して、更に利用し易い制度に改善することを要望する。

i. 国税で少額資産として処理したものは非課税とすること。

(4)地方独自課税（外形標準課税）のあり方

地方独自課税の拡大、特に、外形標準課税は、既に応益負担として法人住民税や法人県民税の均等割、固定資産税、事業所税、超過課税等を負担しているにもかかわらず新たな納税を強いることとなり、企業にとって二重の負担となる。

また、赤字企業やベンチャー企業、黒字とはいえ収益力の低い中小企業にとって固定費の負担増となり、経済活力の成長・発展を阻害する要因となりかねない。

税額算定の基礎に人件費を含めることなども含め、安易な税收確保を求める姿勢には賛同できない。

まず、二重課税廃止の明確化、地方自治体の独自課税への規制を前提に、地方税の抜本的見直しを行

うべきであり、特に、問題点の多い外形標準課税は廃止すべきである。

いかなる場合であっても、資本金1億円以下の中小企業にまで導入することは、断固反対である。

(5) 地方税体系の簡素化

地方税体系は、極めて多岐にわたり複雑で分かり難い。まず、地方税体系を見直し、整理し、分かり易い体系とすることを要望する。

(6) 事業所税及び超過課税の廃止

事業所税の床面積比例部分は、固定資産税と重複する等二重課税の性格が強くなっており、事業所税は全面的に廃止すべきである。

また、特定の企業を対象に課税する超過課税については、これまでの道路整備などではなく、当初の徴税目的であった地震（津波）対策に限定すべきである。

さらに、市町村合併による新たな課税地域については、本来の趣旨から考えて対象から除くべきである。

(7) 自動車重量税の廃止

現在、道路特定財源の廃止により課税根拠を喪失しているにもかかわらず、自動車取得時の環境性能割と消費税、保有時における自動車重量税と自動車税（または軽自動車税）と二重課税になっており、環境性能割、自動車重量税は廃止することを要望する。

(8) 事業税の廃止

事業税は事業所得を課税対象とし、所得税・法人税の補完税として設けられたが、徴収技術の進歩とともに補完税としての機能を失い、税額が損金とされても所得税・法人税との二重課税になっているので、事業税は国税の付加税とし廃止を要望する。

(9) 法定外目的税の乱用防止

各自治体の現況は行政改革が進んでいるとはいいい難く、安易な増税を考える以前の問題として、行政の効率化に努めなければならないと思われる。

よって、地域住民の納得と信頼が得られるようになるまでは、法定外目的税の導入は避けるよう要望する。

5. 消費税制のあり方

消費税率の引き上げについて項目別に次の通り要望する。

(1) 複数税率導入について

インボイス方式への切り替えは積極的に行うべきものであるが、企業にとっては、インボイス方式に対応するための事務的な負担、また、新たな事務機器等の導入、システムの変更などによる金銭面での負担が懸念される。これらの企業の負担を招かぬよう、十分な対策を強く要望する。

なお、軽減税率の対象品目については、飲食料品（食品表示法に規定する食品、除く酒類及び外食サービス）と週2回以上発行される新聞の定期購読料とされているが、生活必需品として家庭用の水道料金、電気料金、ガス料金も加えることを要望する。

また、免税業者から課税業者への切り替えについて、必要性や手続きを分かりやすく国民に説明するべきである。

(2) 外税方式について

表示方式については、現在「内税方式」（総額表示）と「外税方式」に併用が認められているが、納税者の税意識を向上させることと消費税額の明確化のため「外税方式」への切り替えを要望する。また、価格転嫁ができるように、政府からの国民への周知徹底や行政指導の強化などを強く要望する。

(3)住宅取得の際の適用について

一定の条件を満たした居住用小規模住宅を購入、または新築する場合は住宅に関する税制上の支援措置が講じられるが、限定的な措置であり、恒久的な制度とすることを強く要望する。

(4)適用税率10%への引き上げに伴い消費税の滞納が大幅に増えることが懸念される。直ちに予定納税における納税額及び納税回数の見直し、電子納税システムの導入の推進など、実効性のある滞納防止及び滞納整理の促進策を講じることを強く要望する。

6. 印紙税の廃止

印紙税は廃止すべきと考える。

とくに、文書課税は即刻廃止してほしい。

7. 道州制の採用

国および地方自治体はいずれも極めて厳しい財政状態にあり、これを再建・健全化するためには、財政支出の削減、国・地方議員の削減、行政機構の簡素化、行政の民間への委譲等、所謂 " 小さな政府 " の実現が必要であるが、いずれも大胆な大改革を断行しなければ実現不可能である。

その一案として、昨年に引き続き『道州制』の採用を提案する。

全国の市町村の合併を推進し、全国を8から10の州（ブロック）に分け、都道府県を廃止して徴税の中心を州（ブロック）とする。そして地方に権限と財源を移譲し、政府は外交、防衛や教育、金融政策などに特化すれば、国と地方による二重行政の弊害を解消し、少なくとも同一業務を重複して担当する公務員を大幅に削減することができる。歳出の削減は勿論、地域的不均衡も是正され、" 小さな政府 " の実現が可能となる。ハードルは高いが、今こそ思い切った行・財政改革の柱として取り組むべきである。なお、道州制への移行を視野に、国から地域の事情をよく知る自治体に財源と権限を移譲すべきである。

8. 環境税のあり方

環境税に加え、令和6年度から森林整備の財源として導入する「森林環境税」及び「森林環境譲与税」だが、静岡県など既に独自に導入している自治体にとっては「二重課税」となり、その整合性と地方への配分方法について慎重に検討する必要がある。

9. マイナンバー制度の運用

マイナンバーカードの交付率が低調である。カードの普及は、マイナンバー制度の利用拡大と行政手続きの簡素化及び行政機関のコスト削減のためにも急がれる。

今後のカードの普及促進・利用促進のため次の事項を要望する。

- (1)現時点でのカードを利用した場合のメリットを広く周知すること。
- (2)本人確認書類として地方自治体、金融機関等に利用できる範囲を拡大すること。
- (3)マイナンバーカードと登録された電子証明書で異なる有効期間を統一し、加えて有効期限の延長・更新費用を無償とすること。
- (4)導入時から懸念される個人情報漏洩対策を実施し、不安解消のために国民に詳しく説明すること。
- (5)税務申告をはじめ、カードを利用した場合に、なんらかのインセンティブを与えること。

10. 電子申告・納税制度のあり方

電子申告・納税制度を一層推進するためには、システムの簡素化を図り、国税と地方税の取扱いを一体

化することは勿論のこと、金融機関の税金納付に係る手数料を無料化する等の措置が必要である。特に、利用した場合は、法人・個人を問わず恒久的な税額控除を行う等の何らかのインセンティブを与える施策が必要と考える。

11. 企業会計と税務会計、国税と地方税、税法とその他関連法令との乖離是正

企業には企業会計と税務会計があり、それぞれの取扱い上の相違から極めて複雑な会計処理が要求されており、近年、時価会計や税効果会計の導入により、その乖離は一層大きなものになっている。

企業経営の健全化、事務負担の軽減及び企業会計と税務会計等の乖離是正の観点から、国・地方などの官庁縦割組織による法制化姿勢を是正し、企業会計並びに国際財務報告基準、税務会計の整合性を図れるような関連法令の改定を要望する。

<第三 個別事項>

1. 法人税

(1)交際費について引き続き、次を要望する。

- a. 社会慣習上、その支出を避け難い慶弔費や贈答費、社会通念上相当と認められる冠婚葬祭等に係わる金額（1件3万円程度）は交際費の課税対象から除外すること。また、飲食費の少額控除額5千円を1万円に引き上げること。
- b. 定額を超える部分の金額についても、その50%の金額は損金算入を認めること。

(2)引当金の損金算入について

役員及び従業員の退職給与引当金の復活について、負債性引当金である退職給与引当金の損金算入復活を要望する。

(3)資本的支出と修繕費の形式区分について、次を要望する。

- a. 資本的支出と修繕費の形式区分基準上の修繕費の認容範囲を個々の資産の取得価格50%相当額に引き上げるとともに、限度額を300万円に引き上げ、損金処理を認めること。
- b. 工場等の合理化のために、機械・設備の移設や集約等が必要となる場合がある。現状ではその移設費は資本的支出とされているが、修繕費扱いとし損金算入を認めること。

(4)減価償却関連事項として次を要望する。

- a. 法律・条例の改正等により設備の新設もしくは改造した減価償却資産等については、特別償却を認めること。
- b. 電算機のソフトウェアは無形減価償却資産として5年償却となっているが、電算機のソフトウェアの更新費用は100万円以下のものについては、一時の損金として認めること。
- c. 減価償却資産の取得価格は購入先に支払った代金・購入手数料のみとし、取引運賃、荷役費、運送保険料等は含まないものとする。

(5)貸倒損失の損金処理できる特例について

貸倒引当金の計上は中小企業、銀行、保険会社に限定されたが、設定根拠が合理的であれば、すべての業種に認めるべきである。

また、債務者に対する売掛債権について、その債権が明らかに回収不能である場合は、事務処理の煩雑化を避けるため、取引停止後1年以上という期間を6ヶ月以上に短縮すること。

(6)電話加入権は非減価償却資産となっているが、加入権料が大幅に引き下げられ、売買も不可能となっている。加入権料支払時に一括損金とするとともに、既に購入済の加入権は一括償却を認めること。

- (7)リサイクル料の損金算入を支出時に認めること。
- (8)相当の地代の認定基準を市場の実態に合わせ年6%から2%以下に引き下げること。
- (9)不況時における資金繰り等を考慮し、法人税の延納制度を復活させること。
- (10)法人税及び消費税の申告期限、納付期限は、会社法に合わせ事業年度終了後3ヶ月以内と改めること。
- (11)法人住民税の均等割り負担分を損金算入できるようにすること。
- (12)事業税について、当期の損金として引当金計上した場合、後年度に影響を与えないように、課税年度の経費とし、引当計上した期の損金として認めること。
- (13)欠損金の繰戻し期間については前1年を前3年にわたり認めること。

2. 所得税

- (1)諸控除の取扱いについて、引き続き次を要望する
 - a. 基礎控除は、憲法25条第1項に基づき最低限度の生活に必要な費用として課税対象としていないものである。平成30年度改正により基礎控除額48万円に引き上げられたが、生活保護給付等と比較してまだまだ低すぎるのでさらに増額すべきである。
 - b. 年少者扶養控除が廃止されたが、少子化対策として、第2子以降の年少者扶養控除を再設定すること。
 - c. 医療費の患者負担割合の引き上げによる負担軽減のため、医療費控除計算時の切捨て額を5万円（現行10万円）とすること。また、医療費控除の最高限度額を300万円に引き上げること。また、セルフメディケーション税制の適用と従来の医療費控除を併用できるようにすること。
 - d. 個人年金保険料控除については、年60万円までとするよう要望する。
 - e. 結婚・出産への支援
 少子高齢化が深刻化する中で、若者が希望する年齢で結婚できるような環境を作れるよう、税制面から支援する制度の導入を強く要望する。
- (2)給与所得者の申告について次を要望する。
 - a. 平成27年度税制改正で、「所得2,000万円超」かつ「総資産3億円以上又は有価証券等1億円以上」の場合は、財産債務調書を提出することに改正されたが、申告すべき意図・目的が判然としないので、この制度は廃止すること。もし、廃止に問題があるならば、申告の所得限度額を現行の2,000万円超から4,000万円超に引き上げること。
 - b. 主たる給与以外の所得限度額を現行の20万円から110万円に引き上げること。
- (3)確定申告する配当所得の「少額配当」の定義を改め、1銘柄につき年10万円以下を20万円以下に、6ヵ月決算の時の5万円以下を10万円以下に、それぞれ引き上げること。
- (4)源泉所得税に関する事項として次を要望する。
 源泉所得税の納付期限のうち、12月分については、平成24年度改正により特例法人については1月20日迄となったが、全ての法人について1月末日迄と改定すること。
- (5)不動産の譲渡所得について次の事項を要望する。
 - a. 長期・短期にかかわらず譲渡所得に該当する土地・建物等を譲渡した場合の概算取得費割合を現行

の5%から20%に引き上げること。

さらに、100万円の基礎控除を復活すること。

- b. 相続した土地・建物等を譲渡した場合には、相続した時点の相続税評価額を取得額とすること。
- c. 譲渡所得の特別控除を大巾に引き上げ、特に居住用資産を譲渡した時の特別控除額を現行の3,000万円を6,000万円に引き上げること。
- d. 資産が土地収用法等により収用された場合の特別控除額を現行の5,000万円から1億円に引き上げること。
- e. 青色申告における欠損金の繰越控除の期間については、現行の3年から5年に延長すること。

(6)不動産所得の負債利子の損益通算の復活を要望する。

(7)非上場会社の配当金の源泉課税は国税20%（復興特別税0.42%）となっているが、上場会社と同じ国税15%（復興特別税0.315%）、地方税5%に統一し、国税と同様、少額配当による申告不要制度を地方税にも適用すること。

3. 相続税・贈与税

(1)婚姻期間20年以上の配偶者の財産の相続については、全額非課税とすること。

ただし、経過措置として全額非課税となる迄の間は、相続税について配偶者の法定相続分相当額と2億円のどちらが多い金額を控除できることとすること。

(2)居住用財産を相続した者が引き続き自己の居住用に供する場合は、その居住用財産の評価額を限度として1億円の特別控除を行うこと。

(3)相続財産確定のために支出した費用（遺言執行費用、弁護士、税理士費用等）を相続財産から控除できるようにすること。

(4)相続税基礎控除額については、平成27年1月より「5,000万円+1,000万円×法定相続人の数」から「3,000万円+600万円×法定相続人の数」に引き下げられたが、少なくとも元に戻すべきである。

(5)法定相続人が未成年者または障害者の場合の税額控除算出について、60万円程度に引き上げること。
また、特別障害者については年20万円を一挙に100万円程度まで引き上げること。

(6)法定相続人が取得した被相続人の生命保険金及び死亡退職金については、非課税とすること。廃止する迄は、少なくとも、それぞれの非課税限度額を、現行の500万円を1,000万円に引き上げること。

(7)非上場株式の評価に関する事項として次を要望する。

- a. 非上場株式の株主区分における同族株主等の判定を行う場合の基準について、現行の5%保有を10%保有まで拡大すること。
- b. 非上場株式の株主区分における同族株主等の判定を行う場合の基準について、配偶者・直系血族・兄弟姉妹・1親等の姻族等の中心的な同族株主の持ち株割合25%以上の判定基準を50%まで引き上げること。
- c. 非上場株式の評価は、同族株主の持ち分を含め、配当還元方式とすること。
- d. 事業承継に際し相続税を延納する場合は、自社株式を担保とすることを認めること。また、その際には何等条件を設けないこと。

(8)準確定申告及び納税期限を4ヶ月から6ヶ月へ延長すること。また、相続税の申告及び納付の期限を相

続開始の日より1年以内に改めること。

(9)贈与税について、婚姻期間20年以上の夫婦間における居住用不動産等の贈与の配偶者控除額を現行の2,000万円から4,000万円に引き上げること。

また、4,000万円に達する迄は重ねて贈与できるとし、適用回数の制限は設けないこと。また、婚姻期間20年以上の夫婦間の贈与について、不動産取得税は非課税とすること。

(10)夫婦間贈与をした物件が、贈与を受けた配偶者の死亡により元の持ち主に戻る場合は、相続税の対象財産から除外すること。

(11)平成13年以降、贈与税の基礎控除額は110万円に据え置かれているが、増額することを要望する。

4. 地方税

(1)法人・個人住民税について次を要望する。

a. 基本事項でも述べたとおり、住民税は国税の付加税として一本化すること。

b. 法人住民税の均等割の資本金区分を細分化し、中小企業について軽減を図ること。

c. 個人住民税の各種控除額を所得税と同一とするとともに、課税最低限度額を所得税の課税標準と一致させること。特に、個人住民税の課税を所得税と同様、現年度課税とすること。

(2)市町村合併を推進するとの観点から、超過課税、事業所税課税、農地の宅地なみ課税は、三大都市圏に限定すること。

(3)減価償却資産の取得額において、法人税で認められている圧縮記帳をした場合は、不動産取得税においても法人税と同様な取扱いとするか、または、廃止すること。

(4)公益・一般社団化された法人会が直接かつ本来の事業の用に供する不動産の固定資産税及び不動産取得税は商工会議所や商工会の例に準じて非課税とすること。

(5)2つ以上の地方自治体に事務所または事業所を有する法人の事業税及び住民税の申告・納付並びに特別徴収となる従業員個人の住民税については、当該法人の本店所在地において一括して納付できるようにすること。

また、申告用紙が地方自治体ごとに異なるので、全国共通とし統一化すること。

(6)課税台帳の縦覧にあたっては、近隣地または他の同種建築物等と課税価格の比較が容易にできるようにすること。また、常時、縦覧できるようにすること。

(7)固定資産税の免税点を基礎控除方式に改め、物価変動を考慮して土地100万円、家屋50万円、償却資産300万円とすること。

(8)法人の償却資産申告期限の改正等

償却資産の評価にあたっては、納税者の事務負担軽減の観点から、法人税の減価償却資産と連動させ、賦課期日を各法人の事業年度末とし、申告期限は法人税の申告期限と同一とすること。

5. 消費税

(1)ガソリン、軽油や酒類等には、それぞれ揮発油税や酒税等が課税され、また、購入時には消費税が課税されている二重課税は廃止すべきである。

(2)簡易課税の選択の申告期限については、現行の期限（課税期間の開始日の前日）までにその判断を適切に行うことが困難な場合が多いので、消費税の前課税期間の確定申告書の提出期限まで延長すること。

6. 印紙税

印紙税については、基本事項でも述べた通り、基本的には廃止すべきと考えるが、廃止までの間、次を要望する。

(1)売上代金受取書の印紙税の非課税限度額を、現行の5万円未満から10万円未満に引き上げること。また、配当金領収書または配当金振込通知書の非課税限度額を5万円未満に引き上げること。

(2)約束手形及び為替手形の印紙税の非課税限度額を、現行の額面金額10万円未満から30万円未満に引き上げること。

(3)消費貸借にかかる契約書は金額に関係なく、一律200円にすること。

(4)継続的な取引の基本となる契約書（第7号文書）に関しては、非課税（現行4千円）とすること。

以上



地域の未来によりそう しずおか焼津信用金庫

焼津市内の店舗

焼津支店	焼津市東小川 2-11-22	054-627-8686
道原支店	焼津市三和 1342	054-623-3751
大島出張所	焼津市大島 735-172	054-623-5500
西焼津支店	焼津市小柳津 508-1	054-627-3891
まるせい営業部	焼津市栄町 3-5-14	054-628-8171
中央支店	焼津市本町 4-10-28	054-628-3151
小川支店	焼津市小川新町 3-1-25	054-628-3168
石津支店	焼津市石津中町 12-17	054-624-2101
焼津西支店	焼津市西小川 1-12-7	054-627-0178
焼津北支店	焼津市駅北 3-12-10	054-629-1551
大富支店	焼津市祢宜島 403-3	054-623-0111
大井川支店	焼津市下江留 650-1	054-622-3511
豊田支店	焼津市小屋敷 342-1	054-629-1120
さかなり支店	焼津市八楠 4-13-7	054-628-5141

大住支店 焼津市三右衛門新田 632-1 054-623-6600

田尻支店 焼津市田尻 405-1 054-625-0311

藤枝市内の店舗

藤枝支店	藤枝市田沼 3-20-20	054-635-0831
志太支店	藤枝市志太 4-1-5	054-644-4131
藤枝水守支店	藤枝市水守 1-19-37	054-646-3900
藤枝中央支店	藤枝市本町 2-2-33	054-641-0700
藤枝上支店	藤枝市藤枝 2-5-43	054-641-0720
藤枝駅支店	藤枝市青木 2-35-25	054-641-1450
岡部支店	藤枝市岡部町岡部 6-27	054-667-0125
前島支店	藤枝市前島 2-29-12	054-635-1211
高洲支店	藤枝市高柳 4-16-12	054-635-6111
いかるみ支店	藤枝市五十海 4-18-8	054-645-1611
田中支店	藤枝市郡 1131-1	054-645-0100

新型コロナウイルス感染症の影響で

期限までに申告・納付が難しい方は 簡易な手続で期限延長が可能です (法人・個人の全ての方が対象)

Q 申告・納付の期限が延長できるの？

- 新型コロナウイルスの影響で、期限までに申告・納付等ができないやむを得ない理由がある場合、**柔軟に確定申告書を受け付けること**としています。

Q やむを得ない理由とは？

- 納税者や関与税理士が新型コロナウイルスに感染したケースに限らず、感染拡大防止の取組により外出自粛を行っているケースなどもやむを得ない理由に該当します。

Q いつまでに申請すればいいの？

- 申告・納付期限の前だけでなく、その**期限を過ぎた後でも申請を行うことが可能です**。

Q 申請の手続は？

- 申請する場合、必ずしも**申請書等を提出する必要はなく**、申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を付記するか、e-Tax をご利用の方は所定の欄にその旨を入力していただくなど**簡易な手続で申請**できます。
- ご質問・ご不明な点は、最寄りの税務署にお問合せください。

令和2年4月

 **国税庁**
法人番号 7000012050002

新型コロナ関連の
期限の個別延長に
ついてはこちら



新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ

納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。

○ 現行の猶予の要件（幅広い方が認められます。）

- ・ 一時の納税により、事業の継続・生活維持を困難にするおそれがある。
- ・ 納税について誠実な意思を有する。
- ・ 猶予を受けようとする国税以外の滞納がない。
- ・ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書の提出がある。

（注）1 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。

2 既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

○ 現行の猶予が認められると…

- ・ 原則として1年間納税が猶予されます（資力に応じて分割納付となります。）。
- ・ 猶予中は延滞税が軽減されます（通常 年8.9%→軽減後 年1.6%※）。

※ 令和2年中における延滞税の利率

申請による換価の猶予 国税徴収法第151条の2

収入が概ね2割以上減少している方には、更に有利な特例があります

納税の猶予に『特例（特例猶予）』が創設されました！

延滞税なし

1年間猶予

無担保

特例猶予の要件

○ 以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。

① 新型コロナウイルス感染症の影響により、

令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入（注）が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

② 一時に納税することが困難であること。

（注）収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含みますが、譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。

○ 納付すべき国税の納期限までに申請書の提出が必要です（注）。

（注）やむを得ない理由があると認められるときは、納期限後でも申請できますので、所轄の税務署（徴収担当）にご事情をお申し出ください。

○ 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する国税が対象です。

納税の猶予の特例 新型コロナ特法第3条



まずは「国税局猶予相談センター」へ電話でお早めにご相談ください

- 猶予制度に関するお問合せについては、「国税局猶予相談センター」（フリーダイヤル等）をご利用ください。

【受付時間】 8 : 30～17 : 00（土日祝除く。）

【電話番号】 国税局によって異なりますので、国税庁ホームページをご覧ください。

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm

電話番号はこちら



猶予の申請方法

「納税の猶予申請書」を所轄の税務署（徴収担当）に提出してください。

申請は郵送（様式は国税庁HPから入手可能）又は e-Tax をご利用ください。

- 申請書の作成が難しい場合は、国税局猶予相談センター（フリーダイヤル等）にお気軽にご相談ください。
- 収支状況などの確認のため、預金通帳や売上帳等の書類の準備をお願いしますが、書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。

ご注意いただきたいこと

- 特例猶予は、納期限までに申請が必要です。
- 特例猶予が受けられない場合でも、要件を満たせば、現行の猶予が受けられる場合があります（現行の猶予は、納期限から6か月以内に申請が必要です。）。

税務署において所定の審査を迅速に行います

猶予が認められると・・・

- 税務署から、猶予税額や該当条項などを記載した猶予許可通知書が送付されます。
- 猶予期間中に猶予中の国税に関する納税証明書（その1）を取得した場合は、「備考」欄に猶予中である旨が記載されます。

その他、個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

次のような個別の事情がある場合は、特例猶予の他に延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し出ください。

【ケース1】新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

【ケース2】納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療費等に付随する費用

納税の猶予 国税通則法第46条



国税の猶予の詳細はこちら

国税猶予

検索



※地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税については総務省のホームページを、

社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれご確認ください。

総務省：https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html

Q 「事業等に係る収入」とは何ですか。

- ・「事業等に係る収入」とは、基本的には納税者の経常的な収入のことですので、法人であれば売上高が、個人の方であれば事業の売上、給与収入、不動産賃料収入などがこれに当たります。
- ・個人の方の「一時所得」などについては、通常、新型コロナウイルスの影響により減少するものではないと考えられますので、「事業等に係る収入」には含まれません。

Q 対象期間の損益が黒字の場合でも特例の利用はできますか。

- ・黒字であっても、収入減少などの要件を満たせば特例を利用できます。

Q フリーランスも特例の対象になりますか。

- ・フリーランスの方を含む事業所得者は、収入減少などの要件を満たせば特例の対象になります。

Q パートやアルバイトの場合も特例の対象になりますか。

- ・パートやアルバイトの方を含む給与所得者のうち、確定申告により納税をされる方は、収入減少などの要件を満たせば特例の対象になります。

Q 白色申告の場合も特例の対象になりますか。

- ・白色申告の場合も、収入減少などの要件を満たせば特例の対象になります。

Q 「遡って特例を利用する」とはどういうことですか。

- ・例えば未納の国税について、延滞税がかかる他の猶予を受けている方は、特例に切り替えることにより、はじめから延滞税がないものとして猶予を受けることができます。（既に延滞税を納付済みの方は、その還付を受けることができます。）

Q 収入や現預金の状況が分かる書類とはどのようなものですか。

- ・例えば売上帳や現金出納帳、預金通帳のコピーなどが該当しますが、書類の提出が難しい場合には口頭により状況をおうかがいします。
- ・また、例えば前年の月別収入が不明の場合には、以下のような方法により収入減少割合を判断することもできます。
 - 年間収入を按分した額（平均収入）と比較
 - 事業開始後 1 年を経過していない場合、令和 2 年 1 月までの任意の期間と比較

Q 収入が 20%減少していない場合、猶予はできませんか。

- ・特例の要件を満たさない場合でも、他の猶予制度を利用できる場合があります（通常、年 1.6%の延滞税がかかります）。

Q 猶予期間終了後は一括して納付しなければいけないのでしょうか。

- ・特例の適用期間が終了した後に、一般の猶予制度により分割納付をすることもできます。

* 地方税や社会保険料についても同様の特例が設けられます。
地方税については総務省のホームページを、社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれ御確認ください。

総務省：https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html

新型コロナウイルス感染症に関する県税の対応等のご案内

静岡県のホームページ内の「県税のしおり」で新型コロナウイルス感染症に関する県税の対応等をご確認いただけます。

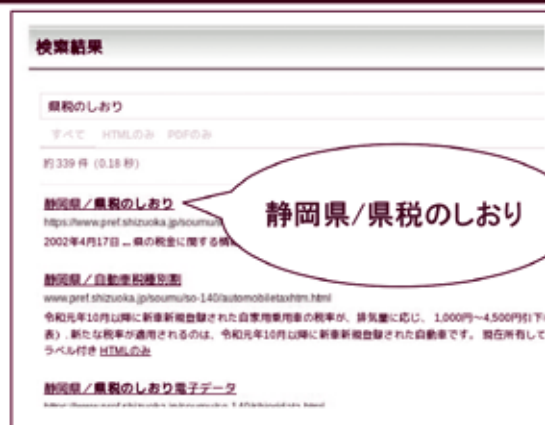
- 県税における徴収猶予の特例制度
 - 法人の県民税・事業税の申告納付期限の延長
 - 財務事務所窓口来所によらない県税の申告、納付手続 など
- 詳細は、下記によりご確認ください。

静岡県公式ホームページ ふじのくに <https://www.pref.shizuoka.jp/>

① トップページにある「サイト内検索」に「県税のしおり」と入力して検索します。



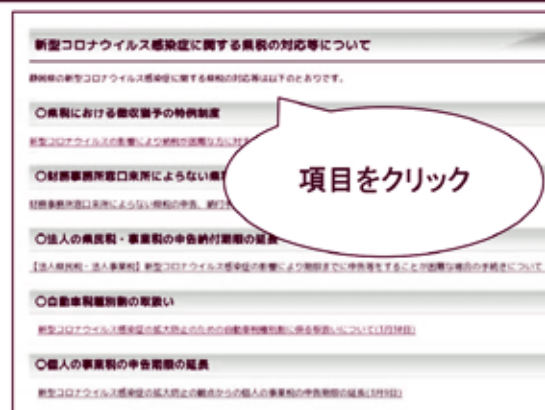
② 検索結果から、「静岡県/県税のしおり」をクリックします。



③ 「県税のしおり」内に表示される新型コロナに関する「県税の対応等について」をクリックします。



④ 「新型コロナウイルス感染症に関する県税の対応等について」の一覧が表示されます。

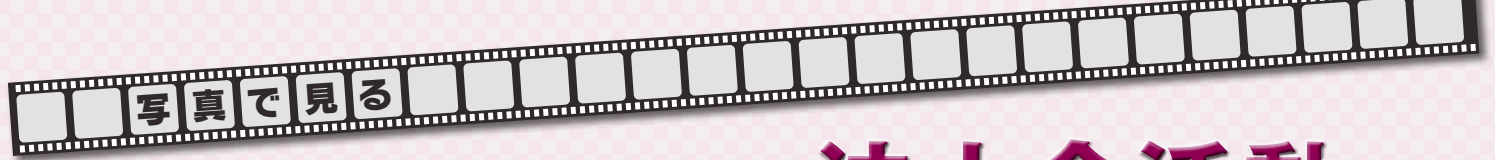


法人事業税・法人県民税についてのお問い合わせ先

静岡県静岡財務事務所

直税第1課 (申告、課税) 054-286-9160

納税第1・2課 (猶予制度) 054-286-9143・9150



写真で見る

(令和2年1月16日～6月12日)

法人会活動

全法連・東海法連・静岡県連



1月30日 (一社) 静岡県法人会連合会「第49回静岡県法人会運営研究会」

会場／ホテルアソシア静岡

本 会



1月16日 税務講習会
テーマ 「会社の決算と申告」

講師／東海税理士会藤枝支部 税理士 片川和樹氏

会場／焼津文化会館



1月23日 新春講演会
演題 「人工知能が未来のビジネスをどう変えるか」

講師／駒澤大学経済学部 准教授 井上智洋氏

会場／ホテルアンピア松風閣



2月19日 税務講習会
テーマ 「消費税申告等の留意点」

講師／藤枝税務署 法人課税第一部門上席国税調査官 櫻井章宏氏

会場／焼津文化会館



6月12日 税務講習会
テーマ 「ここが変わる！令和2年度税制改正」

講師／藤枝税務署 法人課税第一部門上席国税調査官 櫻井章宏氏

会場／焼津文化会館

青年部会



1月28日 創立40周年記念講演会
演題 「妻のトリセツ」～女性への理解が成功へのキーワード～
講師／株式会社リサーチ 代表取締役 黒川伊保子 氏 会場／ホテルアンピア松風閣

女性部会



1月20日 新春講演会
演題 「物と時間の棚卸し術」 講師／OFFICE MIHARU 代表 江間みはる 氏 会場／ホテルアンピア松風閣



2月4日 税金教室
テーマ 「税あれこれ」 講師／藤枝税務署 副署長 岡本明紀 氏 会場／焼津文化会館



新 入 会 員 紹 介



～ご入会ありがとうございました～

令和2年1月14日～7月31日

法 人 名	所 在 地	紹 介 者
-------	-------	-------

藤枝地区

(株) LTP	藤枝市高岡4丁目3-27	AIG損害保険(株)
(株) 小澤溶工	藤枝市岡部町岡部1511-2	(株) D-zone (青年部会)
(株) 遊笑舎	藤枝市青木1丁目1-18	ジェイアイセントラル(株) (AIG代理店)
(株) Sirius	藤枝市高柳1丁目17-5	(株) 共立アイコム

焼津地区

いさむ自動車(株)	焼津市東小川2丁目16-6	同社 (AIG代理店)
東海物産インターナショナル(株)	焼津市駅北1丁目2-24	しずおか焼津信用金庫 大井川支店
(株) 佐野設備	焼津市東小川4丁目10-22	しずおか焼津信用金庫 小川支店
WIN and KHIN(株)	焼津市石津577-1-2	静清信用金庫 石津支店
(株) ミサキ	焼津市鰯ヶ島145-1	しずおか焼津信用金庫 小川支店
(株) エス・ロック	焼津市保福島682-3	静清信用金庫 藤枝支店

その他の地区

社会保険労務士法人ロイヤル総合研究所	静岡市駿河区稲川2丁目2-1	しずおか焼津信用金庫 岡部支店
--------------------	----------------	-----------------

新型コロナウイルスに関する疑問・質問にもお答えしています！

Aflac

本サービスは、アフラックの提携先
(株式会社メディカルノート)が
提供します。

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ

ネット医療相談サービスのご案内

病気や身体のことを気軽に 相談できる専門医はいますか？

例えばこのようなとき…



痛みが
長続きしている



健康診断の結果を
見てもよくわからない



病院選びの
基準がわからない



家族の体調が心配

プロの医療チームがあなたをサポートします！

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、
おひとり様月1件のご相談まで無料で
利用いただけます。

- 納得いくまで何回でも追加質問できます。※
- 24時間いつでも相談可能です。
(回答には3～24時間程度かかります)

※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんので納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円(月額・税込)になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

記載のサービスは、2020年6月現在の情報です。サービス内容については、予告なしに変更する場合があります。

【お問い合わせ】株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp



MedicalNote

本サービスは、アフラックの提携先である株式会社メディカルノートが提供するものです。
お問い合わせは直接同社にお願いいたします。



AIG 損保

法人会のビジネスガード
Business Guard *Series*

会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

法人会の ハイパーメディカル

会社で入る医療補償

業務災害総合保険
疾病入院医療費用保険金・
疾病入院医療保険金 等セット



会社で入る
医療補償



地震災害の
リスクをガード

法人会の ハイパー任意労災

政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険
地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

充実の福利厚生サービス※

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- メンタルケアカウンセリングサービス
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスは AIG 損害保険株式会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

この広告は保険の概要をご説明したものです。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)
<http://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

静岡支店

〒420-0851
静岡県静岡市葵区黒金町20-1
TEL. 054-686-1170 FAX. 054-686-1219
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

法人会会員みなさまに

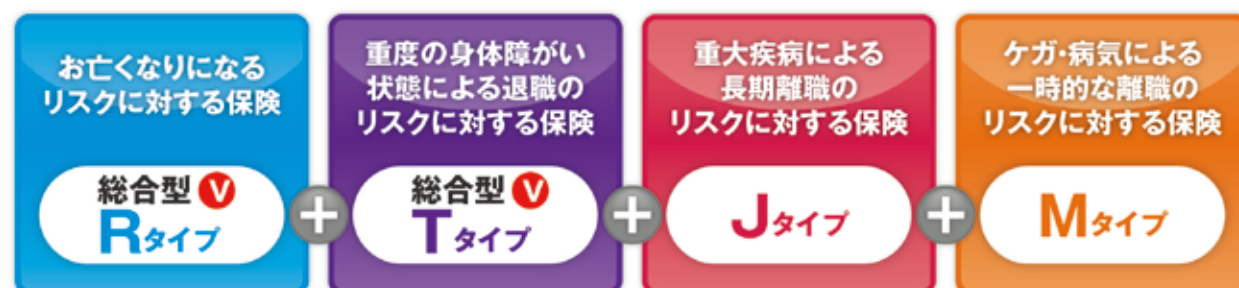
経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、
万一の場合はもちろん、
働けなくなった場合のリスクに備えるための
各種制度商品をご用意しています。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V Rタイプ: 大同生命の無配当年満期定期保険(無解約払戻金型)と
AIG損保のベーシック傷害保険

総合型V Tタイプ: 大同生命の無配当就業障がい保障保険
(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)と
AIG損保のベーシック傷害保険

Jタイプ: 大同生命の無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)

Mタイプ: 大同生命の無配当総合医療保険(保険料払込中無解約払戻金型)

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」
「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は2019年8月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社

静岡支社/
静岡県静岡市葵区黒金町59-6(大同生命静岡ビル4F)
TEL 054-253-3191

AIG AIG損害保険株式会社

静岡支店/
静岡県静岡市葵区黒金町20-1(富士火災静岡ビル5F)
TEL 054-686-1170

F-2019-1010(2019年8月22日)
19-073023 2021-8